

新居浜市上工下水道施設包括委託事業 事業契約書 (概要案)

令和 7 年 9 月

新居浜市上下水道局

本書類は、後日公表する事業契約書(案)の骨子及び考え方について示したものです。
事業契約書(案)については、後日、市のホームページにて公表します。
事業契約書(案)の公表時期：令和 7 年 9 月末（予定）

締結当事者：

- 新居浜市及び事業者

第1章 総則

- 公共性及び民間事業の趣旨の尊重
 - 事業者は、本件施設の公共性を十分理解し、その趣旨を尊重して事業を実施する。
 - 市は、本事業が民間の経営力や技術力を活用し、創意工夫を尊重することで効率的・効果的に実施されることを理解し、その趣旨を尊重する。
- 事業契約、要求水準書、募集要項等及び提案書の一体性及び相互の優先関係
- 本事業の構成

(1) 義務事業

- イ) 統括管理業務
- ロ) 運転管理業務
- ハ) 保守管理業務
- ニ) 修繕業務
- ホ) 廃棄物管理業務
- ヘ) 情報管理業務
- ト) 緊急時対応業務
- チ) コンサルタント業務
- リ) 改築工事
- ヌ) 雨水ポンプ場等業務
- ル) 面整備業務
- ヲ) 汚水樹設置業務

(2) 附帯事業

(3) 任意事業

- 事業日程

業務	開始（予定）日	満了（予定）日
移行期間	事業契約締結の翌日 (令和8年10月頃)	令和9年3月31日
第Ⅰ期事業期間	令和9年4月1日	令和14年3月31日
第Ⅱ期事業期間	令和14年4月1日	令和19年3月31日

- 市の実施業務
- 資金調達、公租公課の負担
- 契約保証金の納付
 - 工事以外の業務（統括管理業務、コンサルタント業務含む）：免除
 - 工事：協定締結時に協定対象の請負代金額の10分の1または履行保証証券

第2章 本事業実施の体制及び計画

- 統括遂行責任者、業務主任技術者等の設置
- 市による監理責任者の配置
- 5箇年事業実施計画書、年間事業実施計画書、5箇年修繕計画書、年間修繕計画書、緊急時対応計画書の作成、変更
- モニタリング基本計画書に基づくセルフモニタリング実施計画書の作成
- 各業務の委託先との契約締結
 - 義務事業の業務のうち、以下を再委託禁止業務とし、これら業務は構成員以外へ再委託してはならない。
 - 統括管理業務
 - 運転業務及び日常点検業務
 - 改築更新計画策定業務
 - 各施設の調達管理業務
- 許認可等の取得、保険の付保
 - 事業者の責任及び費用負担での加入を求める保険：第三者賠償保険、その他必要な保険

第3章 適正業務の確保

- 要求水準書を充足する業務の実施
- 要求水準書の変更と変更事由に応じた費用負担
- 統括遂行責任者、業務主任技術者、監理責任者の変更
- 業務報告（日報、月間業務報告書、年間業務報告書、財務報告）及びセルフモニタリング
- 市による実績評価とモニタリング基本計画書に従った改善措置
- 中間総合評価
 - 第Ⅰ期事業期間終了時における履行状況の評価
 - 事業契約継続の可否判断

第4章 移行期間の業務

- 統括管理業務の実施
- 施設の確認及び使用、業務の引き継ぎ
- 業務開始時の施設の契約不適合に関する市の負担

第5章 義務事業

- 義務事業の開始条件
- 義務事業の実施、ユーティリティ等の調達

- 下水処理場施設における水質等の保証
- 事業者による施設改良
- コンサルタント業務のうち設計業務の実施、事業用地に関するリスク負担及び設計に関する契約不適合責任
- 改築工事（下水処理場施設）
 - 5箇年の改築計画の作成と改築実施基本協定、年度実施協定の締結
 - 改築実施基本協定、年度実施協定に基づく各工事の費用に関する条件
 - 改築工事の実施と工事の中止、工期の変更、各種事由（事業用地リスク、不可抗力、物価変動等）による増加費用発生時のリスク負担
 - 改築工事目的物の試運転及び引渡
 - 改築に係るサービス対価の支払条件（部分払い等）
 - 改築工事の契約不適合責任
- 工水管路の改築工事を行う場合の契約変更
- 緊急時対応業務の実施と費用負担

第6章 附帯事業

第7章 任意事業

第8章 サービス対価の支払等

- 募集要項別紙2に基づくサービス対価の支払
- 募集要項別紙2に基づくサービス対価の改定
- 募集要項別紙3に基づくサービス対価の支払い停止及び減額

第9章 プロフィットシェア

第10章 表明保証及び誓約

- 事業者による表明及び保証
 - 事業者の適法な設立
 - 事業契約の締結能力、有効性、強制執行可能性、内部手続の完了
 - 資本金、機関設計
 - その他
- 事業者による誓約
 - 定款、履歴事項全部証明書等の提出
 - 事業契約の有効性の維持、内部手続の履践
 - 資本金の維持、機関設計
 - 合併等、議決権付株式の発行、目的外行為の禁止

- その他
 - 株主の異動
 - 事業契約上の権利及び地位の処分禁止
 - 事業者の兼業禁止
- 但し、以下については業務実施可とする。
- 市の他の公共施設における包括管理業務
 - 市の下水道事業における汚泥有効利活用事業に関する業務
 - 愛媛県内の他の市町村等が事業主体である水道事業、下水道事業及び工業用水道事業並びにこれらに類似する事業に関する業務

第 11 章 責任及び損害等の分担

- 事業契約に別途定めるがある場合をのぞき、事業者の責任及び費用負担による本事業の実施
- 反対運動及び訴訟等のリスク
- 法令改正（特定法令改正は市の負担とし、その他は事業者の負担とする。）
- 税制改正（原則として市の負担とし、事業者の利益に課される税制改正は事業者の負担とする。）
- 不可抗力（原則として市の負担とし、事業契約に定める範囲についてのみ事業者が負担する。）
- 市及び事業者相互の損害賠償責任
- 第三者に及ぼした損害
- 電力供給にかかるリスク（原則として市負担）
- 水量又は水質変動リスク（水道事業及び工業用水道事業における水量又は水質の恒常的悪化により追加と投資が必要となった場合は、市のリスク負担）
- その他

第 12 章 契約の期間・解除

- 事業期間（締結日から令和 19 年度末まで）
- 事業者事由による解除
- 市の任意解除、市事由による解除
- 法令改正・不可抗力による解除
- 解除に伴う改築工事の取扱い（出来形相当部分の支払）
- 事業終了時の引継ぎ等
- 事業終了時の施設の確認
- 契約終了による事業者保有資産の取扱い（事業者による施設改良のうち市の指定部分の市による取得）
- 事業者の事由による解除時の違約金及び損害賠償

- 違約金
 - ◇ 工事：協定締結中の工事請負代金額の 10 分の 1
 - ◇ 委託業務：協定締結中の業務委託料の 10 分の 1
 - ◇ 事務事業：解約時点での契約残存期間に応じた金額の 10 分の 1（工事、委託、調達を除く）
 - ◇ 事業終了時の引継未実施：引継に要する実費
- 市の事由による解除時の損失補償

第 13 章 知的財産権

- 市による成果物の利用
- 事業者のよる著作権法上の権利の行使禁止
- 著作権等の譲渡禁止
- 著作権その他知的財産権等の侵害に関する責任
- 事業契約終了後の事業者導入技術に係る知的財産権の許諾

第 14 章 その他雑則

- 個人情報等の情報管理
- 秘密保持義務
- 金融機関等との協議
- 契約の変更

以下の内容を含む。

- 令和 11 年及び令和 14 年にそれまでの実施内容を踏まえ、事業の最適化を目的とした変更協議を開始。
- 市が事業の最適化に資すると合理的に判断した場合に法令上可能な範囲において契約内容の変更について合意書を締結。
- 準拠法及び管轄裁判所
- その他

別紙関係

- 別紙 1 定義集
- 別紙 2 事業日程
- 別紙 3 事業者等が付す保険の条件
- 別紙 4 改築実施基本協定
- 別紙 5 年度実施協定
- 別紙 6 サービス対価の支払い方法（募集要項別紙 2）
- 別紙 7 サービス対価の支払い停止及び減額（募集要項別紙 3）
- 別紙 8 プロフィットシェア

別紙 9 不可抗力による追加費用及び損害の負担